

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例等の見直しについて（答申）（案）

令和元年（2019年）12月

横須賀市児童福祉審議会

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の見直しに関する答申案の作成にあたって

国基準（省令等）に基づき定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、平成27年4月1日に施行されました。

上記4条例には施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられており、平成31年4月18日に市長からこの見直しについての諮問を受けたため、当審議会に設置された子ども育成分科会において、その内容について検討を重ねてきました。

また、国基準の改正に速やかに対応できるよう、見直しに併せて独自基準以外は国基準どおりとする条文の形式に改める方向です。

これまでの検討を踏まえ、当該4条例を次のとおり見直すこととしました。

《見直した条例》

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

【目 次】

- ◆ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 2
- ◆ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 4
- ◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 6
- ◆ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 9

◆ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

2. 見直しの内容

(1) 従うべき基準の参酌化

概 要	児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直しが図られました。
見直しの内容	現行の基準を継続し、改正は行わないこととします。

【説明】

基準条例では、国基準に基づき、放課後児童健全育成事業に従事する者については、「一定の基礎資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したもの」、その員数については、「支援の単位ごとに2人以上（うち1人を除き、補助員が代替可）」としています。

この基準については、条例の制定から今日まで、放課後児童クラブにおける大きな事件・事故はなく、児童の安全が十分に保たれているものと判断します。

また、この基準は放課後児童クラブの質や安全性について一定の水準が担保されるよう従うべき基準として定められたものと捉えていますので、緩和については慎重に対応すべきと考えます。

以上から、現行の基準を継続し改正は行わないこととします。

(2) 専用区画の面積基準に関する経過措置

概 要	基準条例施行当時、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル」という放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）に必要な「専用区画」の面積基準を満たせない放課後児童健全育成事業者が生じる可能性があったため、基準条例施行の時点で運営している事業者については、本市独自の基準として、面積基準への適合を当分の間猶予する経過措置を設けています。
見直しの内容	引き続き当該経過措置を設けることとします。

【説明】

依然として定員を超えて受け入れている放課後児童クラブがあるため、引き続き当該経過措置を設けることとします。

（３）放課後児童支援員認定資格研修の修了に関する経過措置

概 要	「放課後児童支援員は「研修を修了したもの」でなければならないが、国基準に合わせて令和２年３月31日までに修了することを予定している者を含む」としています。
見直しの 内容	当該経過措置における期間の延長は、国基準と同様に行わないこととします。

【説明】

国基準では当該経過措置における期間の延長は行わない見込みであること、また本市の研修修了者の状況から、期間の延長は行わないこととします。

（４）研修の実施機関の拡大及び専門職大学等の制度化

概 要	「放課後児童支援員は、一定の基礎資格を有するものであって、都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修）を修了したものでなければならないとされているが、当該研修について、指定都市の長も行うことができる」こととなり、国基準が改正されました。 また、「学校教育法の一部を改正する法律」の平成31年４月１日施行に伴い、大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学等が制度化されたことに伴い、国基準が改正されました。
見直しの 内容	国基準と同様の改正を行うこととします。

【説明】

放課後児童支援員の資格要件に関する内容であるため、国基準と同様の改正を行うこととします。

３．施行日

令和２年４月１日（予定）

◆ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

2. 基準条例の概要及び見直しにおける考え方

(1) 独自基準

①職員

事業	国基準	本市基準条例
・小規模保育事業B型 ・小規模型事業所内保育事業	保育従事者のうち <u>半数以上</u> は保育士とする。	保育従事者のうち <u>4分の3以上</u> は保育士とする。

②「離島その他の地域」に関する規定

本市は該当しないため、規定を設けていない。

③小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育所の職員配置に係る特例

国基準	本市基準条例
利用乳幼児が少数である時間帯において、配置する2人の職員のうち1人は、有資格者でない者でもよいこととするなど、職員の資格等に特例規定を設けている。	資格等の特例規定は設けていない。

【見直しにおける考え方】

○ (1) 独自基準の①～③の規定は現行のまま継続します。

（２）国基準の改正

①平成30年厚生労働省令第65号（平成30年４月27日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加

代替保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合には、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）、あるいは、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を、代替保育を行う連携施設に代えることができる。

イ 食事の提供に係る搬入施設の追加

搬入施設は、「連携施設」、「同一法人が運営する社会福祉施設等」に限られているが、「保育所等から調理業務を受託している事業者」を追加する。

②平成31年厚生労働省令第49号（平成31年３月29日公布、４月１日施行）

（改正概要）

ア 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合は、利用定員が20人以上である企業主導型保育施設などを受皿の提供を行う者として確保することにより、連携施設の確保を不要とする。

イ 満３歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

満３歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。

ウ 食事の提供の経過措置の５年延長

家庭的保育事業について、施行日（平成27年４月１日）から10年間は、自園調理の規定を適用しないことができる。

エ 連携施設に関する経過措置の５年延長

連携施設の確保が著しく困難な場合、連携施設を確保しないことができる経過措置を５年間延長する。

【見直しにおける考え方】

○（２）国基準の改正の①、②の規定は国基準どおり改正します。

３．施行日

令和２年４月１日（予定）

◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

2. 基準条例の概要及び見直しにおける考え方

(1) 独自基準

①職員の数

園児の区分	職員の数	
	国基準	本市基準条例
満4歳以上	おおむね30人につき1人	27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満		4.5人につき1人
満1歳未満	おおむね3人につき1人	2.57人につき1人

【見直しにおける考え方】

○ (1) 独自基準の①の規定は本市保育園基準及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準に合わせ、以下のとおり改正します。

園児の区分	職員の数	
	(改正前)	(改正後)
満4歳以上	27人につき1人	<u>おおむね</u> 27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	18人につき1人	<u>おおむね</u> 18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	5.2人につき1人	<u>おおむね</u> 5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満	4.5人につき1人	<u>おおむね</u> 4.5人につき1人
満1歳未満	2.57人につき1人	<u>おおむね</u> 2.57人につき1人

②調理室の設置・食事の提供

国基準	本市基準条例
一定の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。	幼保連携型認定こども園は、当該施設内で調理する方法により食事の提供を行わなければならない。既存の幼稚園からの移行についての経過措置あり。

③その他設備等

国基準	本市基準条例
園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 ア放送聴取設備 イ映写設備 ウ水遊び場 エ園児清浄用設備 オ図書室 カ会議室	園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 国基準のア～カと同様 <u>キ調乳室</u> <u>ク浴室</u> <u>ケ相談室</u> <u>コ駐車場</u>

④職員の数等に係る特例

国基準	本市基準条例
園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、配置する2人の職員のうち1人は、有資格者でない者でもよいこととするなど、職員の資格等に特例規定を設けている。	資格等の特例規定は設けていない。

【見直しにおける考え方】

○（１）独自基準の②～④の規定は現行のまま継続します。

○新たな独自基準として、乳児室の面積を、本市保育園基準及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準に合わせ、満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートルから3.3平方メートルに改正します。

(2) 国基準の改正

①令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号（令和元年7月31日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 保育室等を3階に設ける場合の基準の維持

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。一方で、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものであっても、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の改正を行う。

【見直しにおける考え方】

○（2）国基準の改正の①の規定は国基準どおり改正します。

3. 施行日

令和2年4月1日（予定）

◆ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

2. 基準条例の概要及び見直しにおける考え方

(1) 独自基準

①記録の整備

国基準	本市基準条例
次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 特定教育・保育／特定地域型保育の提供に当たっての計画 イ 特定教育・保育／特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ウ 市町村への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 国の基準のア～オと同様 <u>カ 給付の請求に係る諸記録</u>

②市外の地域型保育事業所の確認を行う場合の特例

国基準	本市基準条例
規定なし	市外にある地域型保育事業所について確認の申請があった場合の基準は、その事業所がある市町村の基準を用いる。

③「離島その他の地域」に関する規定

本市は該当しないため、規定を設けていない。

【見直しにおける考え方】

○ (1) 独自基準の①～③の規定は現行のまま継続します。

(2) 国基準の改正

①平成29年内閣府令第18号（平成29年3月31日公布、4月1日施行）

ア 支給認定証の交付を受けていない場合の規定の追加

（改正概要）

「支給認定証」の交付を受けていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則に規定する通知をもって支給認定の有無等を確認することとする。

②令和元年内閣府令第7号（令和元年5月31日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加

代替保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合には、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）、あるいは、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を、代替保育を行う連携施設に代えることができる。

イ 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合は、利用定員が20人以上である企業主導型保育施設などを受皿の提供を行う者として確保することにより、連携施設の確保を不要とする。

ウ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。

エ 連携施設に関する経過措置の5年延長

連携施設の確保が著しく困難な場合、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。

【見直しにおける考え方】

○（2）国基準の改正の①、②の規定は国基準どおり改正します。

3. 施行日

令和2年4月1日（予定）